

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

第3期三原市まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

広島県三原市

### 3 地域再生計画の区域

広島県三原市の全域

### 4 地域再生計画の目標

本市の人口は1985年の111,108人をピークに減少しており、住民基本台帳によると2024年には87,061人まで落ち込んでいる。内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局提供の将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）によると、2070年には総人口が38,048人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は1965年の28,341人をピークに減少し、2024年には8,967人となった一方、老年人口（65歳以上）は1965年の8,335人から2024年には31,552人と増加しており、今後も少子高齢化が進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64歳）も1985年の72,414人をピークに減少傾向にあり、2024年には46,542人となっている。

自然動態をみると、出生数は2000年には897人であったが、減少が続き、2023年には396人となっている。その一方で、死亡数は2023年には1,464人と増加しており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲1,068人（自然減）となっている。

社会動態をみると、2023年は転入者が2,900人、転出者が2,799人となり、2022年に引き続き社会増（101人）となった。これは、新型コロナウイルスの影響で抑制されていた外国人の転入が回復したことが要因と考えられるが、自然減（▲1,068人）を補うまでには至っておらず、依然として人口の減少に歯止めはかかっている。

このまま人口減少が進むと、医療・福祉・商業等市民の日常生活に直結する民間サービスの撤退や縮小、空き家や耕作放棄地の増加による景観や治安の悪化、さらには担い手の減少等により地域活動が維持できなくなる等、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

こうした課題に対応するため、本市では、「三原で生まれ、育ち、学んでよかったと思えるまち」、「社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち」、「多彩な産業が活力を生むまち」、「「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち」を本計画期間における基本目標として掲げ、妊娠、出産から子育てまで安心して受けられる各種サービスの充実に加え、結婚・出産後も希望する働き方やワーク・ライフ・バランスが実現できる自環境づくりを進めるとともに、市民の健康寿命を延伸させ、生涯にわたって活躍できる取組を推進する取組を通じて、若い世代を中心に、定住人口の減少抑制を図る。また、市外に転出した市出身者の地元回帰（U ターン）を図る取組やI J ターン等により、市内に転入する人口を取り込む取組によって、移住を希望する人口の市内への転入を促し、移住・関係人口の獲得を図る。

これらに取組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 三原で生まれ、育ち、学んでよかったと思えるまち
- ・基本目標 2 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち
- ・基本目標 3 多彩な産業が活力を生むまち
- ・基本目標 4 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち
- ・横断的目標 計画の実現に向けて

## 【数値目標】

| 5-2の<br>①に掲げる事業 | K P I       | 現状値<br>(計画開始時点) | 目標値<br>(2029年度) | 達成に寄与する<br>地方版総合戦略<br>の基本目標 |
|-----------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| ア               | 合計特殊出生率     | 1.4             | 1.4             | 基本目標 1                      |
|                 | 子育てが楽しいと思う保 | 75%             | 80%             |                             |

|   |                                          |           |           |        |
|---|------------------------------------------|-----------|-----------|--------|
|   | 護者の割合（未就学・小学生）                           |           |           |        |
| イ | 東本通土地地区画整理事業<br>区域内の人口                   | 1,650人    | 1,944人    | 基本目標 2 |
|   | 空き家バンクを通じたマッチング率（成約率）（累計）                | 77%       | 80%       |        |
| ウ | 法人事業所数                                   | 2,324社    | 2,310社    | 基本目標 3 |
|   | 一人当たり課税対象所得額                             | 3,004 千円  | 上昇        |        |
| エ | 観光消費額                                    | 95億円      | 165億円     | 基本目標 4 |
|   | 社会増減数                                    | 101 人     | 101 人     |        |
| オ | 地域幸福度（Well-Being）<br>指標の「デジタル生活」因子（客観指数） | 47.1 ポイント | 50.0 ポイント | 横断的目標  |

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する  
特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

第3期三原市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち事業

イ 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち事業

ウ 多彩な産業が活力を生むまち事業

エ 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち事業

オ 計画の実現に向けた事業

## ② 事業の内容

### ア 三原で生まれ、育ち、学んでよかったと思えるまち事業

子育てしやすい環境づくりや、学びの環境を整備していくことにより、三原に生まれ、育ち、学んでよかった、住みたいと思えるまちをめざす。

#### 【具体的な事業】

- ・ こども家庭センター事業（母子保健機能）
- ・ 学習支援事業 等

### イ 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち事業

U I J ターンや移住を検討している人から選んでもらえるまちになるため、住宅地や空き家等の地域資源の有効活用により、住環境が充実したまちをめざす。

#### 【具体的な事業】

- ・ 東本通土地区画整理事業（保留地事業）
- ・ 空き家バンク事業 等

### ウ 多彩な産業が活力を生むまち事業

大企業やスタートアップ事業者との共創による新たな産業の創出や、起業家が生まれる風土の醸成、デジタル技術等の先進技術の活用による生産性の向上、多様な人材が活躍できる職場環境づくり等の取組により、活力あるまちをめざす。

#### 【具体的な事業】

- ・ 起業化促進事業
- ・ 振興作物生産拡大支援事業 等

### エ 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち事業

本市の有する自然や祭り、ゆかりの人物、交通結節拠点等の資源の価値を高め、普遍的な資源として継承し、活かすことにより、市外からも人が集まり、活気があふれ、人々が交流するまちをめざす。

#### 【具体的な事業】

- ・ 移住サポート業務推進事業
- ・ 三原祭り関係支援事業 等

### オ 計画の実現に向けた事業

上記の基本目標 1 から 4 を実現するため、社会の仕組変容への対応、情報の発信、テクノロジーの導入等に積極的に取り組むことにより、効果的で着実な事業の推進を図る。

**【具体的な事業】**

- ・行政デジタル化推進事業
- ・シティプロモーション推進事業 等

※なお、詳細は第 3 期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））**

4 の【数値目標】に同じ。

**④ 寄附の金額の目安**

150,000 千円（2025 年度～2029 年度累計）

**⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）**

毎年度 8 月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式 W E B サイト上で公表する。

**⑥ 事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から 2030 年 3 月 31 日まで

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から 2030 年 3 月 31 日まで